令和6年第2回二宮町議会定例会上程議案

	番号	議案名及び議案内容等
1	議 案 第31号	専決処分の承認を求めることについて(二宮町税条例の一部を改正する条例)
		地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布、令和6
		年4月1日に施行されたことに伴い、本条例に必要な改正を行ったものです。
		(戸籍税務課)
		専決処分の承認を求めることについて(二宮町国民健康保険税条例の一部を改
2	議 案 第32号	正する条例)
		地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布、令和6
		年4月1日に施行されたことに伴い、本条例に必要な改正を行ったものです。
		(福祉保険課)
3	議 案 第33号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
		宮戸淳委員の任期満了に伴うもので、委員の選任にあたり、地方税法第 423
		条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。 (総務課)
		二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	議案	異常な自然現象等による重大な災害の応急対策作業等に従事した職員に対
4	第34号	し、災害応急作業等手当を支給することに伴い、本条例に必要な改正をするため
		に提案するものです。 (総務課)
	議 案 第35号	二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
		改正する条例
5		国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正によ
		り、職員の配置基準が見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするため提
		案するものです。 (子育て・健康課)
	議 案 第36号	山西小学校北棟校舎外壁補修等大規模改修工事請負契約について
		予定価格が 5,000 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び
6		財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、山西小学校北棟校舎
		外壁補修等大規模改修工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第
		96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。
		(教育総務課)
	議 案 第37号	消防庁舎大規模改修工事請負契約について
		予定価格が 5,000 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び
7		財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、消防庁舎大規模改修
		工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第1項第5号の規
		定により、議会の議決を求めるものです。 (消防課)
	議 案 第38号	災害対応特殊救急自動車の購入物品供給契約について
8		予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財
		産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、災害対応特殊救急自動
		車の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第
		8号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (消防課)

	番号	議案名及び議案内容等
9	議 案 第39号	災害対応特殊救急自動車資機材の購入物品供給契約について
		予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財
		産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、災害対応特殊救急自動
		車資機材の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条
		第1項第8号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (消防課)
		令和6年度二宮町一般会計補正予算(第1号)
		歳入歳出それぞれ 403,503 千円を追加し、予算総額を 9,770,503 千円と
		するものです。
10	議案	歳入の主なものにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付
10	第40号	金、児童手当負担金の追加です。
		歳出の主なものにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
		を活用した低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、国における児童手当の
		抜本的拡充に伴う児童手当支給事業などを追加するものです。
		令和6年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
		歳入歳出それぞれ 1,343 千円を追加し、予算総額を 2,798,309 千円とする
11	議案	ものです。
	第41号	歳入の主なものにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助
		金の増です。
		歳出の主なものにつきましては、国民健康保険運営事務事業の増です。

	番号	議案名及び議案内容等
1	報告第1号	令和5年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について
		地方自治法第 243 条の3第2項の規定により、二宮町土地開発公社の経営
		状況を報告するものです。
2		令和5年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
	報告	継続費として議決を経た、(仮称)富士見が丘公会堂整備事業及び子ども・子育
	第2号	て支援事業計画策定事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に
		より、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。
3		令和5年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
	報 告	繰越明許費として議決を経た、(仮称)富士見が丘公会堂整備工事施工監理事
	第3号	業等の 10 件の事業について、地方自治法施行令第 146 条第2項の規定により、
		繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。
4		令和5年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
	報 告	公園等整備事業を事故繰越しするため、地方自治法施行令第 150 条第3項に
	第4号	おいて準用する同令第 146 条第2項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調
		製したので報告するものです。